

自衛官募集相談員に対する事務の委嘱要領

1. 目 的

この要領は、自衛官募集相談員（以下「相談員」という）に対して市長が事務の一部を委嘱することおよび市長が委嘱した相談員の身分を明確にすることを目的とする。

2. 相 談 員

相談員とは、自衛隊入隊志願者に関する情報の提供並びに自衛官募集のための一般および個別的な広報について援助および協力を業務とし、自衛隊地方協力本部長および市長から委嘱された者をいう。

3. 相談員への委嘱

市長は、相談員に当該個人の好意に基づいて市長が行う自衛官募集事務の一部を委嘱することができる。

4. 相談員の身分等

- (1) 前項の規定により、委嘱された相談員には、本市非常勤職員の身分を付与しない。
- (2) 相談員に対しての報酬・謝金等は支給しない。
- (3) 相談員には、函館市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年函館市条例第28号）は、適用しない。

5. 委嘱状の交付

市長は、第3項の規定により、相談員に対して委嘱状を交付する場合は、自衛隊地方協力本部長と連名で当該相談員に委嘱状を交付する。

6. 施 行

本要領は、平成7年4月1日から施行する。